

「人権のひろば」に対するご意見、ご感想は秘書広報課または、人権室までお寄せください。

人権啓発ネットワーク大東が

10周年を迎えました（後編）

はじめに

4月号では人権啓発ネットワーク大東の活動を紹介しました。今回は実際に人権啓発ネットワーク大東で活動している、会員の2人に実際のどのような活動をしているのか、そして人権について学んでいくなかでどのような意識の変化があったのかを聞きました。

4月号はこちら▶



「人権啓発ネットワーク大東」とは

人権啓発ネットワーク大東は市民による市民のための自主的な啓発組織として発足し、10周年を迎えました。行政と協力しながら、人権尊重のまちづくりをめざし、人権啓発活動を積極的に続けていきます。



堀井賢さん

Q 普段の生活は？

定年後、劇団に所属し、レッスンを受けながら、テレビや映画などのエキストラ役で活動しています。

Q 活動に関わったきっかけは？

知人に誘われてイベントに参加したことです。

Q 活動内容は？

企画委員会で啓発イベントの内容を決めたりしています。

また、ヒューマンコンサートでは、今年は異文化理解による多文化共生の視点から、インドネシアの音楽であるガムランコンサートを行いました。

大盛況で、参加された人が喜んでる姿を見て、達成感がありました。

Q 印象に残ったイベントは？

4年前のヒューマンコンサートで、青野浩美さんの歌に感動したので、覚えています。それとハンセン病患者療養施設「長島愛生園」と「邑久光明園」ですね。自分だけで行こうと思うことは全く無かったので、とても新鮮で印象に残っています。

Q 活動を通じて思うこと

さまざまな人権課題について学んだり、体験を行ったりすること、自分自身が気付かなかった考え方やものの見方ができるようになり、心が豊かになった気がします。

また、活動を通じて多くの同じ思いをもつ仲間ができてうれしく思っています。



戸田真伊子さん

Q 普段の生活は？

大東元気でまっせ体操に参加したり、総合福祉センターで身体に障害のある人と一緒に卓球を楽しんだりしています。また、バスツアーや映



ヒューマンコンサートの様子

画会など市の施設で実施しているイベントにもよく参加しています。

Q 活動に関わったきっかけは？

子どものころ、理不尽な理由で、ある特定の人と会話をしない、あいさつだけしかないという人が近所にいました。それを見て当時は「差別」という言葉も知らず、ずっとモヤモヤした気持ちがありました。たまたま友人から人権の講座の誘いを受けて改めて人権について学んでみようと思ったのがきっかけです。

Q 活動内容は？

地域啓発委員会に所属し自治会との地域集会で題材にするテーマや鑑賞DVDの選定、市民まつりでのパネル展示を行っています。最近では、平和なまち絵画コンテストの作品を選定しました。



人権週間記念のつどい

Q 印象に残ったイベントは？

ハンセン病患者療養施設「長島愛生園」と「邑久光明園」に行ったことです。隔離された場所（離島）で患者たちが自らの生活環境を整備して生活していたという当時の話を聞いて、差別の実態を知り、とても悲痛な思いになったことが印象的でした。

Q 活動を通じて思うこと

あいまいな情報に惑わされないためには、まず知識をつける必要があると考えています。学ぶことで

最後に

差別に加担せず、傍観もせず、誤解や偏見に対し正しい意見をする力が身に付いていくと思います。今後も、さまざまな講座やイベントなどに参加し、学んでいきたいと思っています。

人権啓発ネットワーク大東が設立して10年、この間に国では、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行され、社会に残る差別の解消に向けて大きな動きがありました。市でも「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」の制定や「パートナーシップ宣誓制度」の導入、そして「大

東市人権行政基本方針」の改訂など、差別の解消に向けて一つずつ歩みを進めています。

人権問題は、すべての人にとって「自分ごと」であり、一人ひとりが人権啓発を行うことで社会全体の人権意識の高揚につながっていきます。皆さんも私たちと一緒に人権が尊重される社会の実現に向けて活動しませんか。

人権啓発ネットワーク大東事務局
(大東市人権室内) ☎ 870・0441
FAX 872・2268 ✉ j.keihatsu@city.daito.lg.jp

人権啓発ネットワーク大東

マスコット キャラクター募集

優秀賞 (採用作品)
現金 2万円
(学生の場合は図書券2万円分)

◎応募者全員に参加記念品

応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ作品と合わせて郵送か来所で人権室(応募用紙1枚につき1作品)

※応募用紙は、ホームページまたは人権室で配布

甲6月12日まで(消印有効)

乙8月頃に、ホームページで結果発表



消費生活センター だより

シリーズ
238

SNSで出会い系サイトに誘われたら、お金を払う前に考えてみましょう！

相談概要

SNSに「近くに住んでいる。メッセージを交換したい」と連絡が来てやりとりを始めた。間もなく相手から「携帯電話が壊れた」と言われ、出会い系サイトに誘われた。すると「個人情報交換するには、会員登録料を支払う必要がある」と言われ、その費用を支払った。しかし、何度試みてもエラーが表示されて、個人情報交換できない。これまでに計70万円以上も支払ったが返金してほしい。

アドバイス

出会い系サイト・アプリで相手とのやりとりのために、高額な支払いをさせられたというトラブルがあります。「携帯電話が壊れた」などSNS上で知り合った後に別のサイトでやりとりしたいと誘われたときは特に注意が必要です。

SNS上では話が合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かは分かりません。お金を支払った途端、相手と連絡が取れなくなることもあります。一度支払ったお金の返金は困難です。「会いたい」などの投稿やメッセージは、うのみにせず本当に信用できる相手なのか慎重に判断し、不審な点があればきっぱり断りましょう。

不安に思ったときや分からないことがあれば消費生活センターにお問い合わせください。

消費生活センター ☎ 870・0492 (土・日曜日、祝日を除く)